

建築研究報告

REPORT OF THE BUILDING RESEARCH INSTITUTE

No. 146

December 2010

建築基準法に基づく構造方法基準の
備えるべき要件と評価方法に関する研究
— 鉄筋コンクリート造の構造方法基準を例として —

Research on the Necessary Conditions and the Evaluation Method
of the Structural Method Standards in the Building Standard Law
- based on a study of the structural method standard of reinforced concrete structure -

五條 渉
Wataru Gojo

独立行政法人 建築研究所

Published by
Building Research Institute
Incorporated Administrative Agency, Japan

はしがき

地震など自然災害に対する国民の安全性を確保する上で、構造関係の技術基準が果たす役割には極めて大きなものがある。構造計算書偽装事件の再発防止を主な目的として行われた2007年（平成19年）施行の建築基準法令改正においては、建築確認・検査の厳格化が図られるなど、技術基準への適合性がより厳格に問われることとなり、技術基準の内容の適切性に対する要請は、さらに強いものとなっていると言えよう。しかし、これら技術基準の内容を、建築物に期待される性能を確保する上で十分であり、かつ、過剰な要求となっていないかどうか、あるいは、実務者に適切に理解され、現行の制度下で正しく運用されるための条件を備えたものであるか、さらに、新たな技術の採用を過度に阻害するものとなっていないかどうか等の様々な観点に立って、総合的に社会の要請に適合し優れたものであるかどうかを評価する方法は、一般的な手法として確立されているとはいえない。

本研究報告は、そのようなニーズに応えるため、建築基準法の構造安全性を確保するための技術基準のうち、構造方法基準を対象として、技術基準の目的、役割や位置付けから、備えるべき要件を明確化し、各規定の対象・要求の内容の表示・分析の手法を示した上で、それらを踏まえた技術基準の内容の評価方法の提案を行っている。この提案は、特定の分野を対象とした「私案」と呼ぶべきものであるが、構造方法基準の改正などのプロセスで関係者に参考として活用され、また、この考え方がさらに多くの関係者のご意見等を取り入れながら改善され、他の技術基準にも適用されることにより、建築基準法に基づく技術基準の適切性の改善・向上のために役立つことが期待される。

平成22年12月

独立行政法人建築研究所

理事長 村上 周三